

②騒音規制法・熊本県生活環境の保全等に関する条例における規制について

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制区分及び熊本県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」）における特定工場、特定作業及び音響機器における規制地域区分

第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 用途地域以外の地域 3 増永地番及び一部地番のうち工業地域の区域	工業地域（第三種区域の地域を除く）及び工業専用地域

備考

- 1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- 2 用途地域以外の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 3 風致地区とは都市計画法第8条第1項第7号の区域をいう。
- 4 都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区は、規制区域から除く。

騒音規制法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」）における特定建設作業に伴って発生する騒音の規制地域区分

第1号区域	表1の区分（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制地域区分及び条例における特定工場、特定作業及び音響機器における規制地域区分）が第一種区域、第二種区域及び第三種区域の地域
第2号区域	表1の区分（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制地域区分及び条例における特定工場、特定作業及び音響機器における規制地域区分）が第四種区域の地域

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度に関する区域の区分

区域	区域の区分
a 区域	騒音に係る環境基準の地域の類型がAの地域
b 区域	騒音に係る環境基準の地域の類型がBの地域
c 区域	騒音に係る環境基準の地域の類型がCの地域

騒音規制法・条例に基づく特定工場等・特定作業における騒音の規制基準

時間 区域	時間		
	昼間 午前8時から 午後7時まで	朝夕 午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

※規制基準は、敷地境界線で適用されます

騒音規制法・条例に基づく特定建設作業に関する騒音の規制基準

区域 規制種別	1号区域	2号区域
基準値	85デシベル	
作業時刻	午後7時～午前7時の時間内でないこと	午後10時～午前6時の時間内でないこと
1日当たりの 作業時間	10時間／日を越えないこと	14時間／日を越えないこと
作業期間	連続6日を越えないこと	
作業日	日曜日その他休日でないこと	

騒音規制法・条例に基づく特定建設作業の規制適用除外例(除外される場合、○で示す)

	作業時間	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
災害その他非常事態発生時	○	○	○	○
人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要のある工事	○	○	○	○
鉄道又は、軌道運行確保のための夜間工事	○	—	—	○
道路法による道路占有許可、道路交通法による道路使用許可のある場合など	○	—	—	○
電気事業法施行規則による変電所工事	—	—	—	○

条例に基づく音響機器に関する騒音の規制基準

時間 区域	午前8時から午後7時まで 昼間	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで 朝夕	午後10時から翌日の午前6時まで 夜間
第1種区域	45デシベル	40デシベル	35デシベル
第2種区域	55デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	60デシベル	55デシベル	45デシベル
第4種区域	65デシベル	60デシベル	55デシベル

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時 まで
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する地域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の道路に面する地域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する地域	75デシベル	70デシベル

備考

車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するための必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は、敷地の境界線から15メートル、2車線を越える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。)に係る限度は、上表にかかわらず、昼間75デシベル、夜間70デシベルとする。

- (注) 1 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分で、道路端において行う。  
 2 等価騒音レベルにより評価する。  
 3 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道等をいう。

騒音規制法の規制対象となる施設（特定施設）

<p>1 金属加工機械</p> <p>イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。）</p> <p>ロ 製管機械</p> <p>ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）</p> <p>ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）</p> <p>ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294 キロニュートン以上のものに限る。）</p> <p>ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）</p> <p>ト 鍛造機</p> <p>チ ワイヤフォーマリングマシン</p> <p>リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）</p> <p>ヌ タンブラー</p> <p>ル 切断機（といしを用いるものに限る。）</p>
<p>2 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）</p>
<p>3 土石用又は鉱物用の破碎機・摩砕機・ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）</p>
<p>4 織機（原動機を用いるものに限る。）</p>
<p>5 建設用資材製造機械</p> <p>イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m<sup>3</sup>以上のものに限る。）</p> <p>ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200 kg以上のものに限る。）</p>
<p>6 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）</p>
<p>7 木材加工機械</p> <p>イ ドラムバーカー</p> <p>ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）</p> <p>ハ 碎木機</p> <p>ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW 以上のもの。木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）</p> <p>ホ 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW 以上のもの。木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）</p> <p>ヘ かな盤（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）</p>
<p>8 抄紙機</p>
<p>9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）</p>
<p>10 合成樹脂用射出成形機</p>
<p>11 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）</p>

騒音規制法の規制対象となる建設作業（特定建設作業）

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又は、アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業

※当該作業を開始した日に終わるものを除く

熊本生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」）における騒音規制対象となる施設（特定施設）

1	石材切断機
2	セメント製品成型機（建設用資材製造機械に限る。）
3	木材加工機械 イ 帯のこ盤（製材用のものにあつては、原動機の定格出力が0.75kW 以上15kW 未満のもの、木工用のものにあつては、原動機の定格出力が0.75kW 以上2.25kW未満のものに限る。） ロ 丸のこ盤（同上） ハ かな盤（原動機の定格出力が0.75kW以上2.25kW未満のものに限る。）
4	鋳型造型機（ジョルト式を除く。）
5	圧縮機（空気圧縮機については、原動機の定格出力が2.25kW以上7.5kW未満のもの、空気圧縮機以外の圧縮機については、原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
6	送風機（原動機の定格出力が2.25kW以上7.5kW未満のものに限る。）
7	クーリングタワー（原動機の定格出力が1.5kW以上のものに限る。）
8	バーナー（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり200以上のものに限る。）
9	脱水機（原動機の定格出力が1.5kW以上のものに限る。）
10	段ボール製造機械

条例における騒音規制対象となる建設作業（特定建設作業）

1 コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

2 パワーショベル、バックホウその他これに類する掘さく機械を使用する作業（法施行令別表第2の 第6 号から第8 号を除く。）

3 鋼球を使用する作業

※当該作業を開始した日に終わるものを除く

条例における騒音規制対象となる特定作業

板金作業（厚さ0.5 mm以上の材料を用いて行う作業に限る。）

製かん作業（厚さ0.5 mm以上の材料を用いて行う作業に限る。）

鉄骨又は橋りょうの組立て作業（建設又は建築の現場作業を除く。）

グラインダーによる金属の研磨作業（建設又は建築の現場作業を除く。）

高速切断機（研削砥石を使用するもの）による金属の切断作業（建設又は建築の現場作業を除く。）

チェーンソーによる木材の切断作業（原木の伐採作業を除く。）